

諮問庁：独立行政法人日本学術振興会

諮問日：平成27年12月28日（平成27年（独情）諮問第67号）

答申日：平成28年7月13日（平成28年度（独情）答申第17号）

事件名：特定個人に係る「特定年度採用分特別研究員－DC申請書」等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書10（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月6日付け学振総第66号により独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、日本学術振興会が保有する法人文書について、法5条1号に定める個人に関する情報に該当するとして一部不開示（黒塗り）にして法人文書を開示する旨の決定をした。
- (2) しかしながら、その不開示部分である「特定年度採用分特別研究員－DC申請書」の「2 現在までの研究状況」、「3 これからの研究計画」や「特定年度採用分日本学術振興会特別研究員申請者に関する評価書」中の「②研究課題」、「特定年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）応募カード」中の「研究目的」「研究計画」については、「特別研究員研究報告書」の中では「研究実施状況」が開示されており、それらと重複する部分も多いと考えられることからすれば、処分庁の判断には矛盾があり、法5条1号の個人情報として上記の全てを不開示とするのは法の解釈適用を誤る違法がある。
- (3) また、「採用時特別研究員受入研究者変更届」の別紙「特定個人の受入研究者の変更について」と題する文書で不開示となっている「■氏」

は異議申立人であることは明らかであり、法5条1号に定める個人情報には該当しないと考えられるから、原処分には、法の解釈適用を誤る違法がある。

(4) よって、一部不開示とした原処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 法5条1号において、独立行政法人等は、開示請求があったときは、①特定の個人を識別することができる情報（以下「個人識別情報」という。）の外、②特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、開示する必要はない旨が規定されている。
- 2 日本学術振興会が不開示とした部分は、特定の個人が申請のために記述した未公表の研究計画等、個人の知的創作物に関する情報が含まれており、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれが高いことから、法5条1号に基づき不開示としたものである。
- 3 なお、「特別研究員研究報告書の研究実施状況」中、既に行われた活動の事実を記述した部分については、当該個人の権利利益を害することはおよそ考えられないものであり、これを開示したと矛盾はないと考える。
- 4 また、法に基づく開示請求においては、異議申立人本人に係る情報であっても、個人識別情報であれば、開示する必要はないものと承知している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年1月18日 審議
- ④ 同年6月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書10（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

異議申立人は、不開示とされた部分のうち別紙の2に掲げる①ないし⑥（以下、順に「不開示部分①」ないし「不開示部分⑥」といい、併せて「本件不開示部分」という。）を開示すべきとして原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、異議申立人が開示を求める本件不開示部分を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、

本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 「特別研究員」制度は、優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることにより、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保に資することを目的として、大学院博士課程在学者及び大学院博士課程修了者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用し、研究奨励金を支給する制度である。

(イ) 文書1ないし文書10（本件対象文書）は、いずれも特別研究員（DC：大学院博士課程在学者）として採用した特定個人に係る文書である。

イ 当審査会において本件対象文書を確認したところ、文書1ないし文書10それぞれに特別研究員として採用された特定の個人の氏名が記載されていることが認められる。

(2) 本件不開示部分について

異議申立人が開示を求める本件不開示部分（不開示部分①ないし不開示部分⑥）は、具体的には以下のとおりである。

ア 不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分⑥について

不開示部分①は、文書1の「2. 現在までの研究状況」欄、不開示部分②は、文書1の「3. これからの研究計画」欄、不開示部分⑥は、文書8中の別紙に記載されている「氏」の前の氏名であると認められる。

イ 不開示部分③について

(ア) 異議申立人は、当該不開示部分は、文書1中の「特定年度採用分日本学術振興会特別研究員申請者に関する評価書（DC）」（以下「評価書」という。）の「②研究課題」であると主張している。

(イ) 当審査会において評価書を見分したところ、評価書には「③研究課題」欄があり、原処分において「③研究課題」欄の記載内容は既に開示されているものの、その下部の欄が不開示とされていることが認められ、評価書には他に「②研究課題」の記載それ自体が認められないことから、不開示部分③は、「②研究課題」ではなく、「③研究課題」欄の下部の欄であると解される。

ウ 不開示部分④及び不開示部分⑤について

当審査会において文書2を見分したところ、文書2に「研究目的」及び「研究計画」の記載はいずれも認められないものの、文書2には「文書2に基づき審査関係資料が作成される（中略）文書3の内容と照合し、誤り、記入漏れがないように（以下略）」旨の記載が認められる。

そこで、文書3を見分したところ「研究目的」欄及び「研究計画」の「平成26年度ないし平成28年度」の各欄が不開示とされていると認められることから、不開示部分④は文書3の「研究目的」欄、不開示部分⑤は文書3の「研究計画」の「平成26年度ないし平成28年度」の各欄であると解される。

(3) 不開示情報該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 異議申立人の主張は、本件不開示部分に記載されている情報は、原処分において開示した文書10の「研究実施状況」に記載されている情報と重複する部分も多いと考えられるというものであると思われるが、「研究実施状況」については、上記第3の3で説明したとおり、特定個人の権利利益を害することはおよそ考えられないと判断し、原処分において開示したところである。

(イ) 日本学術振興会では、特別研究員（DC）に採用した者に係る「氏名、カナ氏名、分科・細目、研究課題名、受入研究機関及び受入研究者」の情報をホームページ等において公にしているが、本件不開示部分に記載されている情報は、いずれも公にしていないことから法5条1号の不開示情報に該当するものとする。

イ 文書1ないし文書10（本件対象文書）には、それぞれ特別研究員として採用された特定の個人の氏名が記載されていることから、本件不開示部分（不開示部分①ないし不開示部分⑥）に記載されている情報は、いずれも特定の個人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

日本学術振興会においては、本件不開示部分に記載されている情報をいずれも公にしておらず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存せず、既に個人識別部分である氏名が開示されていることから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、不開示部分①ないし不開示部分⑥は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件対象文書

特定の個人に係る

文書1 特定年度採用分特別研究員－DC申請書

文書2 特定年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）応募カード

文書3 特定年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）（特別研究員）研究計画調書

文書4 採用時特別研究員受入承諾書

文書5 誓約書

文書6 研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について

文書7 研究遂行経費に関する調書

文書8 採用時特別研究員受入研究者変更届

文書9 特定年度採用分日本学術振興会特別研究員の採用について（通知）

文書10 特別研究員研究報告書

2 異議申立人が開示を求める部分

① 文書1の「2. 現在までの研究状況」

② 文書1の「3. これからの研究計画」

③ 文書1中の「特定年度採用分日本学術振興会特別研究員申請者に関する評価書（DC）」の「②研究課題」

④ 文書2の「研究目的」

⑤ 文書2の「研究計画」

⑥ 文書8中の別紙「特定個人の受入研究者の変更について」の「■氏」